

函 総 人

令和5年(2023年)6月2日

総務常任委員会委員 各位

総 務 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記のとおり資料を配付しますので、よろしく
お願いいたします。

記

- 労働基準監督署からの是正勧告について

(総務部人事課)

労働基準監督署からの是正勧告について

このことについて、令和5年4月7日付で「会計年度任用職員への最低賃金を下回る給与支給について」を参考資料配付し、事案の発生経緯や本市の対応状況等についてお知らせしたところではありますが、その後、函館労働基準監督署から本市に対し、当該対応状況等を含めた最低賃金法の履行状況についての検査があり、その結果、7名の会計年度任用職員の報酬が最低賃金を下回っていることから、早急に是正すべきとして、令和5年5月22日付で、是正勧告書が交付されました。

これは、報酬の支給額が最低賃金を満たしているかどうかの確認をした際に、勤務を要しない日や休日が一般的な正規職員と異なる変則勤務者において、年間総労働時間数の集計を誤ったものであります。

本市といたしましては、このたびの是正勧告を真摯に受け止め、すみやかに是正措置を講じるとともに、年間総労働時間数や最低賃金の確認方法をマニュアル等で明確化し、報酬水準の確認を徹底するなど、今後の再発防止に努めてまいりたいと考えております。

記

- 1 対象者 7名
- 2 対象期間 令和2年6月から令和5年5月まで
- 3 追給額 65,736円